

事業者排出量削減計画書（新規）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府京田辺市大住池嶋48				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	内外化成 株式会社 代表取締役 鈴木 重行				
事業者の主たる業種	プラスチック製容器製造業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月				
基本方針	エネルギー消費効率（電力効率）の改善により、3%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。今計画期間内外を問わず常に省エネに努めエネルギー消費総量の削減を図り地球温暖化対策への取組みを果たす。				
推進体制	工場長を委員長とする地球温暖化対策委員会を適宜開催し、各担当委員による温対計画の立案と実践を行う。次期新工場建設に際し、トップランナーにて省エネ、温対等を優先的に考慮した内容で検討、計画する。				
	環境マネジメントシステム名称				
	適用範囲				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日				
	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20～22	冷却設備	5年計画中の残り3年で前回計画未達成の電力量5%以上を優先して削減する。		
	20～22	受変電設備	3年計画で変圧器の負荷バランスの適正化工事を実施し、平成22年度までに1%の電力量を削減する。		
温室効果ガスの排出量等	20～22	次期新工場	現有生産能力を維持した上で、現状比10%以上の消費電力量を達成する計画を優先する。		
	排出区分		基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）
	A	事業所等排出区分	2,390 t	2,318 t	-3.0 %
	B	輸送車両排出区分	t	t	%
	C	その他排出区分	t	t	%
		排出合計	*1 2,390 t	*2 2,318 t	-3.0 %
目標設定の考え方		数年後には現工場の閉鎖が迫っており、長期的な展望による設備改善は逆に無駄となり、結果、社会全体からみてもCO2削減には不合理である。残された期間での削減率は概ね3%が妥当と推測される。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	田辺工場	二酸化炭素換算 生産重量	1.068	1.036	-3.0 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方		生産重量（t）を指標の分母とし、計画数値設定は目標設定の考え方に準拠する。			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分		目標年度（計画）		
			取組量等 （二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量）	t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量）	t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量） kwh （熱供給量） GJ	（削減量）	t	
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量）	t	
削減量等合計			*3 t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		*1 2,390 t	（*2）-（*3） 2,318 t	-3.0 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動					
特記事項	当社では設備を24時間連続稼働させることで、立上げ、立下げ回数を減らし、エネルギー使用量の削減に努めています。また、不使用となった合成樹脂は焼却廃棄等を避け、リサイクル設備を有する企業に全て回収再生してもらうことにより、社会全体での温室効果ガスの排出量抑制に配慮しています。				

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。